

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第210号）

1 異議申立ての対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第264号）

平成24年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地形図修正業務（以下「当該業務」という。）について、ダム上流側の2.35km付近で施工された流木止工により、右岸部及び河床部で大きく地形が改変されたにもかかわらず、この区間の横断測量を実施しなかった理由を示す公文書

2 本件公開請求に対する処分の内容

不存在決定

3 担当課（所）

土木部 河川課

4 異議申立て等の経緯

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) H27. 7. 15 公開請求 | (4) H30. 12. 13 諮問 |
| (2) H27. 7. 29 処分決定 | (5) R1. 7. 25 答申 |
| (3) H27. 8. 20 異議申立て | |

5 諮問に係る審査会の判断結果

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項 (不存在)</p>	<p>異議申立人は、当該業務について、ダム上流側の2.35km付近で施工された流木止工により、右岸部及び河床部で大きく地形が改変されたにもかかわらず、この区間の横断測量を実施しなかったとして、その理由のわかる公文書があるはずであると主張している。</p> <p>流木止設置工事及び管理用道路建設工事で地形が大きく改変されたとの異議申立人の主張について、実施機関は、流木止については、2本の鋼管を△形に組み立て、フレームで連結させたもの（H5m、18連結、全長40m）で掘削等を行っていない既存の河床の上にそのまま設置したものであり、管理用道路については、県道から犀川の川岸までの全長約300mの区域で斜面を掘削して管理用道路としたもので、横断測量の対象となるのは、そのうち100m余りであり、ダムの貯水池の対象区間が約3km、有効貯水容量が580万㎡であることを考慮すれば、いずれも工事により地形が大きく改変されたとはいえないと説明している。</p> <p>当審査会で当該業務成果品の平面図及び該当区域の航空写真を見分したところ、流木止及び横断測量の対象となる管理用道路の位置、形状を確認できた。該当区域を確認した限り、ダムの貯水池の対象区間、有効貯水容量を考慮すれば、流木止設置及び管理用道路建設によって貯水池容量算出結果に著しい影響が生じるものではなく2.35km地点の流木止付近では横断測量を実施していないとした実施機関の主張に不自然な点は見当たらない。</p> <p>また、成果品の平面図では、右岸側において流木止や計画時の管理用道路が描かれ、等高線が変更されているとの異議申立人の主張については、当審査会で当該業務成果品の平面図と流木止・管理用道路整備前の等高線図である平成18年度貯水池容量検討業務平面図を並べ、それぞれ2.35km地点付近のダム貯水池の最大貯水位を示した等高線を見分し比較したところ、等高線の位置は変化していないことが確認できた。</p> <p>さらに、当該業務の仕様書を見分したところ、横断測量を実施していない箇所の理由を求める記述も見当たらなかったことから、対象となる区域の横断測量を実施しなかつ</p>

	<p>た理由を示す公文書は存在しないとされた実施機関の主張は不自然、不合理とは言えない。</p> <p>以上のことから、本件処分は妥当であると判断した。</p>
--	--

6 審議経緯 審査回数 2回

(別 紙)
答申第210号

答 申 書

令和元年7月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成27年7月15日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（公開請求に係る公文書の内容）

平成24年度犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池地形図修正業務（以下「当該業務」という。）について、ダム上流側の2.35km付近で施工された流木止工により、右岸部及び河床部で大きく地形が改変されたにもかかわらず、この区間の横断測量を実施しなかった理由を示す公文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成27年7月29日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、次のとおり公文書を保有していない理由を付して異議申立人に通知した。

（保有していない理由）

当該請求に係る公文書は、作成されていないため、存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成27年8月20日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成30年12月13日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

ダムから上流側2.35km地点では、流木止が施工されて、試験湛水前には、工事は完了

している。その工事の結果、2.35 km地点の断面図並びにそれより下流側、特に右岸側では管理道路が建設されることにより地形が大きく改変されていた。実際に成果品の平面図には、その計画時の平面データ（流木止及び管理用道路）が描かれていて、それに併せて等高線も変更されている。しかし、2.35 km地点の横断図は測量されておらず、平成25年度には、平成18年度の測量断面に基づき堆砂量が計算されている。

なぜ、自ら工事を行い、地形改変を実施したにもかかわらず、横断測量を実施しなかったのか、さらには、左岸側については地形図の修正測量も等高線の修正も行われていない。これでは、正しい平面図になるわけがないし、正しい貯水容量計算ができるはずはない。しかし、納品検査に合格した以上、測量しなかった理由が書かれた公文書がなければならない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

当該業務における横断測量及び標高測量は、貯水池の地形図を修正するとともに、貯水容量の再算定を行うため、ダムの上流約2 km区間で、前回の定期横断測量（平成18年度実施）以降、試験湛水完了に伴い、谷地形や窪地地形で堆砂等により地形が変化している箇所及び定期横断測量実施以降に工事により地形が改変された箇所を実施した。

当該横断測量では、貯水容量算出に影響を及ぼす箇所を県と請負業者が協議の上で選定し実施しており、2.35 km地点の流木止付近では横断測量を実施していない。

この流木止は、右岸側の斜面を掘削して、河川へ下るための工事用道路を兼ねた管理用道路を建設し、河道内に設置している。管理用道路の大半はダム貯水池よりも標高の高いところにあり、流木止は、既存の河床の上に設置したことから、これらは貯水池容量算出結果に著しい影響を及ぼすものではない。

また、異議申立人は、2.35 km地点より下流の右岸側で等高線が変更されていると主張するが、これは地形図に流木止と管理用道路の計画図を記載しているだけで、等高線の修正は行っていない。

今回の異議申立人が指摘する工事で地形改変を実施したにもかかわらず、横断測量や等高線の修正を行っていないのは、当該業務は貯水容量を再算定し確認することが目的であり、貯水容量の再算定に影響を及ぼさない地形改変については、地形図修正を行っていないからである。

なお、当該業務の仕様書では、成果品として横断測量を実施しない箇所の理由を求めていることから、異議申立人が公開を求める公文書は存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開

の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

当該業務について、ダム上流側の2.35km付近で施工された流木止工により、右岸部及び河床部で大きく地形が改変されたにもかかわらず、この区間の横断測量を実施しなかった理由を示す公文書

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

異議申立人は、当該業務について、ダム上流側の2.35km付近で施工された流木止工により、右岸部及び河床部で大きく地形が改変されたにもかかわらず、この区間の横断測量を実施しなかったとして、その理由がわかる公文書があるはずであると主張している。

なお、当審査会は、異議申立人に対し、実施機関から提出された理由説明書の写しを送付し意見を求めたが、特段の意思表示はなかった。

流木止設置工事及び管理用道路建設工事で地形が大きく改変されたとの異議申立人の主張について、実施機関は、流木止については、2本の鋼管を△型に組み立て、フレームで連結させたもの(H5m、18連結、全長40m)で掘削等を行っていない既存の河床の上にそのまま設置したものであり、管理用道路については、県道から犀川の川岸までの全長約300mの区域で斜面を掘削して管理用道路としたもので、横断測量の対象となるのは、そのうち100m余りであり、ダムの貯水池の対象区間が約3km、有効貯水容量が580万 m^3 であることを考慮すれば、いずれも工事により地形が大きく改変されたとはいえないと説明している。

当審査会で当該業務成果品の平面図及び該当区域の航空写真を見分したところ、流木止及び横断測量の対象となる管理用道路の位置、形状を確認できた。該当区域を確認した限り、ダムの貯水池の対象区間、有効貯水容量を考慮すれば、流木止設置及び管理用道路建設によって貯水池容量算出結果に著しい影響が生じるものではなく2.35km地点の流木止付近では横断測量を実施していないとした実施機関の主張に不自然な点は見当たらない。

また、成果品の平面図では、右岸側において流木止や計画時の管理用道路が描かれ、等高線が変更されているとの異議申立人の主張については、当審査会で当該業務成果品の平面図と流木止・管理用道路整備前の等高線図である平成18年度貯水池容量検討業務平面図を並べ、それぞれ2.35km地点付近のダム貯水池の最大貯水位を示した等高線を見分し比較したところ、等高線の位置は変化していないことが確認できた。

さらに、当該業務の仕様書を見分したところ、横断測量を実施していない箇所の理由を求める記述も見当たらなかったことから、対象となる区域の横断測量を実施しなかった理由を示す公文書は存在しないとした実施機関の主張は、不自然、不合理とは言えない。

以上のことから、本件処分は妥当であると判断した。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

5 付言

本件において、異議申立てから諮問まで3年4カ月近くを要しており、実施機関においては、今後、速やかな対応が求められる。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年12月13日	○諮問を受けた。(諮問案件河第1308号)
平成30年12月28日	○実施機関(土木部河川課)から理由説明書を受理した。
平成31年1月7日	○異議申立人に理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成31年1月22日 (第298回審査会)	○事案の審議を行った。
平成31年3月13日 (第299回審査会)	○事案の審議を行った。